

小谷野会計グループ

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-22-1 代々木1丁目ビル 14 階 TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 (税制改正特集) オープンイノベーション促進税制の見直しについて

はじめに

昨年公表された令和4年度税制改正大綱のうち、 オープンイノベーション促進税制の見直しについて ご説明します。

1. オープンイノベーション促進税制の制度概要

青色申告書を提出する法人で、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、国内の事業会社または国内のコーポレートベンチャーキャピタル(CVC)が、オープンイノベーションを目的としてスタートアップ企業の株式を取得する場合、取得価額の25%を課税所得から控除できる制度です。

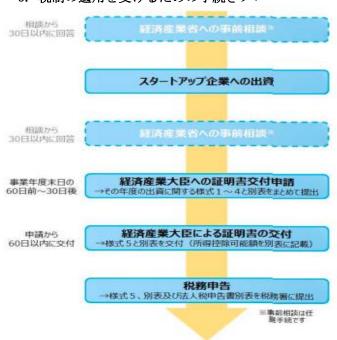
2. 対象法人

- ・青色申告書を提出する法人で、スタートアップ企業 とのオープンイノベーションを目指す、株式会社そ の他これに類する法人。
- ・対象法人が主体となる CVC が出資する場合も対象

3. 特別勘定

本税制による所得控除を受けるためには、対象となる取得株式(特定株式)の25%以下の金額を、特別勘定として経理する必要があります。また対象法人は、その株式取得の日から5年間は特別勘定を維持する必要があります。

5. 税制の適用を受けるための手続きフロー



https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_rei.html

4. 改正内容

	現行	改正後
適用期限	令和4年3月31日まで	令和6年3月31日まで
取得株式の保有期間	5年以上保有	3年間に短縮
スタートアップ企業の設	設立 10 年未満の未上場	設立 15 年未満の国内外非上場企業も追加(売上高
立後の期間の要件	企業等	研究開発費比率 10%以上かつ赤字企業が対象)



https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2022/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

おわりに

スタートアップ企業の設立年数以外 に売上高に占める研究開発費比率も 要件に加わっているので判定時期の 検討に注意が必要となります。

(担当:渡邊)

文中:経済産業省「令和4年度(2022年度)経済産業関係税制改正について」より引用

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

https://www.koyano-cpa.gr.jp/©koyano consulting group 無断転載:引用禁止